

平成18年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年9月5日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 西本 俊吉	8 番 本田 章紘
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
代表監査委員	有馬 和夫	監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博
政策推進部長	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市民健康福祉部 次 長	三上 秀子
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	広報秘書課長	富田 久和

総務課長 中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹

事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男

書記 荒川 貴之

議事日程

第 1 諸般の報告について

第 2 会議録署名議員の指名について

第 3 会期の決定について

第 4 議第 77号から議第 103号まで一括上程

(野洲市監査委員条例の一部を改正する条例他 26件)

市長提出議案

議第 77号 野洲市監査委員条例の一部を改正する条例

議第 78号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議第 79号 野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議第 80号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

議第 81号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

議第 82号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議第 83号 野洲市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

議第 84号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議第 85号 平成 18年度野洲市一般会計補正予算(第 2号)

議第 86号 平成 18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)

議第 87号 平成 18年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第 1号)

議第 88号 平成 18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 1号)

議第 89号 平成 18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 1号)

議第 90号 平成 17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 91号 平成 17年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

議第 92号 平成17年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 93号 平成17年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 94号 平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 95号 平成17年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 96号 平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 97号 平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 98号 平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 99号 平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第100号 平成17年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

議第101号 平成17年度野洲市水道事業会計決算の認定について

議第102号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターなかさと）

議第103号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前8時58分

議事の経過

（開会）

議長（荒川泰宏君）（午前8時58分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第6回野洲市議会定例会を開会いたします。

（日程第1）

議長（荒川泰宏君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程は配付しております議事日程表のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたので、ご報告申し上げます。

なお、派遣の詳細は、配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成17年度財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書、平成17年度野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、平成18年度野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が市長より提出されましたので、ご報告しておきます。

（日程第2）

議長（荒川泰宏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第24番、秦眞治君、第1番、三和郁子君を指名いたします。

（日程第3）

議長（荒川泰宏君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

（日程第4）

議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第77号から議第103号まで、野洲市監査委員条例の一部を改正する条例他26件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

事務局長（山中重樹君） おはようございます。それでは、議件を朗読いたします。

議第 77 号野洲市監査委員条例の一部を改正する条例、議第 78 号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議第 79 号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議第 80 号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第 81 号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第 82 号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第 83 号野洲市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例、議第 84 号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第 85 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算（第 2 号）、議第 86 号平成 18 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 87 号平成 18 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 88 号平成 18 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 89 号平成 18 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 90 号平成 17 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第 91 号平成 17 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 92 号平成 17 年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 93 号平成 17 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 94 号平成 17 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 95 号平成 17 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 96 号平成 17 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 97 号平成 17 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 98 号平成 17 年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 99 号平成 17 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 100 号平成 17 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 101 号平成 17 年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第 102 号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターなかさと）、議第 103 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。本日ここに、平成 18 年第 6 回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、残暑厳しい暑さの中、議員の皆さんには全員出席

を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議決案件といたしまして、条例の一部改正 8 議案、平成 18 年度補正予算 5 議案、平成 17 年度決算の認定 12 議案、その他 2 議案の、合計 27 議案につきましてご審議をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第 77 号野洲市監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。監査委員の定数につきましては、地方自治法の一部が改正され、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人と定められ、その他の市及び町村にあっては 2 名とすると法律で規定されたことに伴いまして、本市においては条例で定める必要がなくなったため、条文の整理を行うものでございます。この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

議第 78 号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。今回の改正につきましては、地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正されましたことに伴うものでございます。内容につきましては、条文中「監獄」とあるのを「刑事施設」に改めるものでございます。なお、この条例については公布の日から施行するものであります。

議第 79 号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。このたび、コミュニティセンターなかさとの施設整備に伴い、来る 10 月 1 日に施設を開所することから、その設置位置を新たに設定しようとするもので、第 2 条の位置の変更を行うものでございます。なお、本条例につきましては平成 18 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

議第 80 号野洲市使用料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。今回の改正につきましては、幼稚園保育料の年額を現行の 7 万 8 0 0 円から 7 万 3 , 2 0 0 円に改定するものでございます。幼稚園保育料は「地方交付税単位費用算定基準額を基本として調整する」と合併協議会において確認されておりますところから、そのため、現行の地方交付税単位費用算定基礎額であります 7 万 3 , 2 0 0 円に従いまして、平成 19 年度より幼稚園保育料を改定するものであります。また、平成 18 年 10 月 1 日からコミュニティセンターなかさとの貸し館を開始することから、当該施設の使用料を新たに規定するものであります。なお、本条例につきましては平成 18 年 10 月 1 日から施行し、幼稚園保育料の改定規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議第 81 号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げ

ます。今回の改正につきましては、小学生と中学生の入院に伴う医療費について助成しようとするものであります。子育て支援・少子化対策の一環として、保護者の経済的負担の軽減、また、疾病の早期発見及び早期治療の推進により、保健の向上や福祉の増進に資するものであります。なお、本条例は平成19年1月1日から施行しようとするものであります。

議第82号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。本条例は、健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことにより、療養費の給付に要する費用の一部負担金のうち、一定以上の所得を有する70歳以上の被保険者の負担割合が変更されること及び子育て支援の一環として出産育児一時金の支給金額が引き上げられることから、これらに係る規定を改正しようとするものでございます。なお、本条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。

議第83号野洲市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。このたびの改正につきましては、国において消防組織法の一部を改正する法律の施行によりまして引用条文の整理を行う必要がございますことから、本市の関係する3つの条例、野洲市消防団の設置等に関する条例、野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例と、もう一つは野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の、3つの中の引用条文を変更するものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

議第84号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。この改正につきましては、消防組織法の一部を改正する法律の施行によりまして引用条文の整理を行うものでございまして、条文中に「監獄」とあるのを「刑事施設」に改めるものでございます。なお、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

議第85号から議第89号までの平成18年度野洲市一般会計及び特別会計の補正予算について、ご説明申し上げます。別冊の平成18年度野洲市補正予算書をご覧いただきたいと思ひます。

まず、議第85号平成18年度野洲市一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

1ページをご覧下さい。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,127万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を196億4,948万3,000円とす

るものであります。

次に、第2条地方債の補正につきましては、10ページの第2表「地方債補正」をご覧くださいと思います。地方債の限度額につきましては、道路整備事業、合併特例事業では事業費等の変更により、起債限度額をそれぞれ2億2,610万円と20億8,620万円に変更するものであります。また、住民税等減税補てん債では恒久減税の額の確定により9,960万円に変更するものであります。臨時財政対策債では今年度の発行予定額の確定によりまして5億6,230万円に変更するものであります。

次に、歳出の主な内容について、説明を申し上げます。

26ページをご覧ください。総務費につきましては、財政管理費の基金積立費で3億円の追加であり、これは前年度決算剰余金の2分の1以上相当額を積み立てるものであります。

次に、財産管理費では、AED（自動体外式除細動器）を各公共施設に配置するための経費200万円を追加するものであります。

28ページをご覧ください。民生費につきましては、障害者福祉費で2,134万6,000円の追加であり、主な内容は、障害者自立支援事業費で、障害者自立支援給付費において電算システムのプログラム改修に要する経費120万8,000円を、負担金補助及び交付金では、障害者自立支援法が4月から施行され、利用料が原則1割負担となり、利用者に大きな負担となったことから、通所作業所等を利用される人に対し、本年の10月より利用料の負担軽減策として補助金を交付するための179万6,000円を、償還金利子及び割引料では平成17年度の支援費国庫支出金の超過交付金の返還金540万円を追加するものであります。

30ページをご覧ください。地域生活支援事業費では、各種事業の制度の変更や新規事業が創設されたことにより、委託料で障害者デイサービス事業や湖南4市で実施する精神障害者相談事業等により841万3,000円を、負担金補助及び交付金で、湖南4市で実施する知的障害者相談支援事業の負担金243万1,000円を追加するものであります。

市民生活費の防犯行政推進事業費では、野洲駅北口広場に防犯カメラを設置する経費300万円と、本年6月末に野洲駅北口公衆便所において発生いたしました強盗殺人事件の遺族に対して野洲市犯罪被害者支援条例により遺族支援金を支給するために追加するものでございます。

次に、34ページをご覧ください。衛生費につきましては、予防費の予防接種事業費では、予防接種法施行令の一部改正により、麻疹、風疹の予防接種が任意接種から定期接種に、



また、対象が拡大されたことにより、委託料で603万6,000円を追加するものであります。

次に、38ページをご覧ください。農林水産業費につきましては、水産業振興費で、県の水草除去緊急対策事業の採択を受け、吉川漁港の水草除去を中主漁業組合に委託するため、279万6,000円を追加するものであります。

次に、商工費につきましては、商工振興費で4,638万円の追加であり、工業振興助成金の助成措置申請に伴う助成金であります。

次に、土木費につきましては、道路橋梁維持費で700万円の追加であり、緊急に改修を要する市道2路線の維持工事費であります。

道路新設改良費では3,678万7,000円の追加であり、市道佃浅田線の側溝整備及び舗装工事、市道赤根田出口線の道路改良工事等で合計4,000万円を追加し、また、両工事に伴う物件補償で321万3,000円を減額して工事費に充当するものであります。

交通安全施設整備費では650万円の追加は、市道市三宅小南線の自転車歩行者道整備に要する経費を追加するものであります。

次に、40ページをご覧ください。河川維持費では1,170万円の増額であり、駅前普通河川改修工事で900万円、下六反田川改修工事で270万円を追加するものであります。

次に、街路事業費では246万4,000円の増額で、都市計画道路市三宅北桜線の物件移転補償で1件の家屋について交渉の進展が見られないことから、滋賀県土地収用委員会に土地収用裁決の申請をする経費が主なものであります。

次に、44ページをご覧ください。教育費につきましては、中学校管理費で、野洲中学校と野洲北中学校の完全給食を来年9月から開始するにあたり、給食配ぜん室の整備をするために、その工事の設計管理委託で423万7,000円、工事費で9,236万4,000円を追加するものであります。

次に、46ページをご覧ください。体育施設費では、総合体育館冷却水配管の修繕工事を実施するために394万7,000円を追加するものであります。

以上が一般会計の歳出の概要でございます。これに見合う歳入といたしましては、14ページに戻っていただきたいと思っております。

地方特例交付金では、額の確定によりまして5,898万2,000円の追加でありま

す。

地方交付税につきましては、普通交付税の確定によりまして3,954万4,000円を追加するものでございます。ちなみに、地方交付税の総額は12億3,954万4,000円ということに確定いたしました。

次に、国庫支出金で419万6,000円、県支出金で297万9,000円を、それぞれ増額するものであります。

また、財産収入では60万円の増額で、湖岸開発株式会社からの株式配当金であります。

寄附金では、一般寄附金100万円の追加であります。

次に、繰入金では6,883万7,000円の追加であり、老人保健事業特別会計及び介護保険事業特別会計から繰り入れられるものであります。

繰越金では、前年度決算剰余金から2億5,226万8,000円を追加するものであります。

諸収入では1,643万8,000円を、市債では9,630万円を、それぞれ増額を行うものであります。

続きまして、議第86号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、説明を申し上げます。

補正予算書51ページをご覧ください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,589万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,949万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について、説明を申し上げます。

64ページをご覧ください。老人保健拠出金において本年度の拠出金額が確定したことから、老人保健医療費拠出金で2,490万4,000円を追加するものであります。

66ページをご覧ください。共同事業拠出金につきましては、本年10月から新たに保険財政共同安定化事業が実施されることから、本事業に係る拠出金として保険財政共同安定化事業拠出金において1億3,999万5,000円を追加するものであります。

諸支出金につきましては、過年度に遡及する保険資格喪失手続等に係る一般被保険者への保険税還付金が不足する見込みとなったことから、一般被保険者保険税還付金で100万円を追加し、対応しようとするものであります。

以上が歳出であります。これに見合う歳入といたしましては、62ページをご覧ください。

共同事業交付金では、10月から制度が新設されます保険財政共同安定化事業交付金として1億5,307万8,000円、繰越金で1,282万1,000円を追加し、対応するものであります。

続きまして、議第87号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

補正予算書の69ページをご覧ください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,823万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億5,049万5,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。82ページをご覧ください。諸支出金において平成17年度医療費の実績が確定したことから、一般会計繰出金で5,823万5,000円を追加するものであります。以上が歳出でございます。

歳入では、平成17年度交付金の実績が確定したことから、支払基金交付金で2,098万5,000円、国庫支出金で3,620万9,000円、また県支出金で74万3,000円、繰越金で29万5,000円を追加し、対応するものであります。

続きまして、議第88号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

補正予算書の85ページをご覧ください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,964万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億2,464万2,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について、説明を申し上げます。98ページをご覧ください。諸支出金において前年度の保険給付費の実績による精算により、国、県及び支払基金への返還金4,904万円を市に返還分として繰り出すものであります。また、1,060万2,000円を追加するものであります。以上が歳出でございます。

これに見合う歳入につきましては、96ページをご覧ください。繰越金では5,964万2,000円を追加し、対応するものであります。

続きまして、議第89号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

補正予算書101ページでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億2,878万6,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。116ページをご覧ください。公共下水道事業費、管渠築造費では、下水道埋設管の権利設定に要する登記費用として41万7,000円を追加するものであります。公債費、元金では、下水道事業債のうち資本費平準化債に係る起債同意予定額の決定があったことから、財源更正をするものであります。

これに見合う歳入につきましては、114ページでございますが、繰入金で前年度決算剰余金分の精算による一般会計繰入金を精査しまして1,618万7,000円の減額、繰越金で前年度決算剰余金の確定により120万4,000円の追加、市債では資本費平準化債の確定により1,540万円を追加し、対応するものであります。

次に、議第90号から議第101号までの平成17年度各会計決算の認定について、説明を申し上げます。

このことにつきましては、当該決算審査を去る7月24、25、27、28、31日の5日間にわたって審査を受けたところであります。その結果は後ほど監査委員さんからご報告をいただきますが、総括意見といたしまして「各会計の決算については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算に基づき適正に執行されているものと認められた」とのご意見をいただいております。

また、今回の決算は野洲市として初めて年間を通じて事務事業を執行したものであり、平成17年度においては、総合計画をはじめ、市のまちづくりとしての根幹となる基本的な計画の策定、合併に伴う施設整備などが着手され、野洲市としての着実な新たな歩みがかかわれるとの評価をいただきました。

同時に、多様化する住民ニーズに応えながらも、将来を見通した、できるだけ確実な予測のもと、中長期的で幅の広い視野を持った対応が図られ、合併したスケールメリットを生かした取り組みによって堅実で魅力ある都市の実現を期待するとの意見もいただいております。

それでは、「平成17年度野洲市各会計歳入歳出決算書」により各会計の決算について、説明を申し上げます。

まず、議第90号平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、14ページでございますが、歳入決算額は189億4,690万7,238円で、歳出決算額は184億1,449万9,853円となり、歳入歳出差し引き額は5億3,240万7,385円でございますが、この中には翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源1,369

万9,000円が含まれておりますので、これを控除いたしますと、実質収支額は5億1,870万8,385円となりまして、この額を平成18年度へ繰り越しするものであります。

次に、議第91号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、24ページをご覧ください。歳入決算額は33億7,756万9,480円で、歳出決算額は33億4,309万8,094円となり、歳入歳出差し引き額は3,447万1,386円となりました。

続きまして、議第92号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、30ページをご覧ください。歳入決算額32億9,168万9,145円で、歳出決算額は32億9,129万4,637円となり、歳入歳出差し引き額は39万4,508円となりました。

次に、議第93号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、38ページをご覧ください。歳入決算額22億7,798万8,679円で、歳出決算額は22億156万2,256円となり、歳入歳出差し引き額は7,642万6,423円となりました。

次に、議第94号平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、44ページをご覧ください。歳入決算額及び歳出決算額は共に2,467万5,000円であります。

次に、議第95号平成17年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、50ページでございますが、歳入決算額23億9,935万4,786円で、歳出決算額は23億9,454万9,641円となり、歳入歳出差し引き額は480万5,145円ではありますが、この中には翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源210万円が含まれておりますので、これを控除いたしますと、実質収支額は270万5,145円となりまして、この額を平成18年度へ繰り越すものであります。

続きまして、議第96号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定については、56ページをご覧ください。歳入決算額は3,216万1,847円で、歳出決算額は2,723万2,511円となり、歳入歳出差し引き額は492万9,336円となりました。

次に、議第97号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、62ページでございますが、歳入決算額1,455万6,602円で、歳

出決算額は1,455万6,000円となり、歳入歳出差し引き額は602円となりました。

次に、議第98号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定については、68ページをご覧ください。歳入決算額及び歳出決算額は共に2,034万5,583円であります。

続きまして、議第99号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、74ページでございますが、歳入決算額は20億7,484万4,913円で、歳出決算額は20億7,397万4,267円となり、歳入歳出差し引き額は87万646円となりました。

また、議第100号平成17年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、80ページでございますが、歳入決算額は5,202万5,288円で、歳出決算額は5,202万5,222円となり、歳入歳出差し引き額は66円となりました。

最後に、議第101号平成17年度野洲市水道事業会計決算の認定については、別冊の「野洲市水道事業会計決算書」をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。収益的収入及び支出であります。収入決算額が9億3,146万5,715円で、これに対して支出決算額が8億7,309万2,633円あります。

次に、2ページをご覧ください。資本的収入及び支出であります。収入決算額は6,922万2,742円で、これに対して支出決算額は2億1,354万4,769円となったものであり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度と当年度分の損益勘定留保資金と消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

以上、簡単ではございますが、平成17年度野洲市各会計別歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

議第102号指定管理者の指定につき議決を求めることについて、説明を申し上げます。今回、コミュニティセンターなかさとの施設整備に伴い、来る10月1日に施設を開所することから、コミュニティセンターなかさとの指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第103号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明申し上げます。現在の人権擁護委員8名のうち、石塚保男さん並びに浦谷清平さんのお2人は平成18年12月31日をもって任期が満了いたします。石塚保男さんは3期9年

間に活躍をいただきましたが、このたび退任されることになりました。後任として、野洲市永原566番地、福谷巖さんを推薦いたします。福谷さんは昭和17年生まれ、64歳で、本年4月から野洲市明るい選挙推進協議会の会長としてご活躍いただいております。また、野洲市野田1995番地、浦谷清平さんにつきましては、2期6年間に活躍をいただいております、引き続き推薦するものであります。お2人とも温厚篤実な方で、人権擁護委員として適任と考え、推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上が、本定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第90号から議第101号までの決算認定について、監査委員の有馬和夫氏より、審査結果の報告を求めます。

有馬委員。

代表監査委員（有馬和夫君） ただいまご紹介いただきました監査委員の有馬でございます。議会選出の監査委員、藤下茂昭氏と過日審査を行いましたので、その結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付されました平成17年度野洲市の一般会計、各特別会計歳入歳出決算、及び基金運用状況、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成17年度野洲市水道事業会計決算に対する審査の結果は次のとおりであります。

まず、審査の対象としましたのは、平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算、平成17年度野洲市各基金運用状況、そして平成17年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算であります。

次に、審査の期日ですが、平成18年7月24日、25日、27日、28日、31日の5日間であります。

審査の方法としましては、送付を受けました平成17年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算書及びその附属書類、及び基金運用状況報告書等について、係数の確認とあわせて予算執行の適否及び事務処理の合理性について慎重に審査を実施し、また、関係職員の説明を求めると共に、既に実施した例月出納検査及び定期監査の状況も参考にして審査を行ったものであります。

審査の結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算は、その計数は正確であり、予算に基づき適正に執行されているものと認めます。

最後に、今回の決算は野洲市として初めて年間を通して事務事業が執行されたものであり、決算の正確性を中心に検証し、実施したところであります。17年度においては、総合計画をはじめとし、市としての根幹となる基本的な計画の策定、あるいはコミセンひょうずなど、合併に伴う施設整備などが着手され、野洲市としての着実な歩みがうかがわれるところであります。しかし、その一方で少子高齢化など、行政を取り巻く社会情勢は年々深刻になり、財政状況は厳しくなる一方であります。起債の増加は、近い将来、財政運営に対して少なからず負担となってくると考えられます。

これに対して市は、行政評価の導入や財政健全化など、一連の地方行政改革の流れに沿った取り組みが行われているところであります。今後、その方向性が示されるものと思われませんが、多様化する住民ニーズに応えながらも、将来を見通した、できるだけ確実な予測のもと、中長期的で広い視野を持った対応が図られることを期待し、合併したスケールメリットを生かした取り組みによって堅実で魅力ある都市野洲市の実現を期待するものであります。

以上で、平成17年度野洲市各会計の決算審査報告といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明9月6日から9月11日の6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明9月6日から9月11日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月12日は、午前9時から本会議を再開します。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時48分 散会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年9月5日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                秦真治

署名議員                三和郁子